

事務事業名	水洗便所改造資金補助事業																																																															
事業開始年度	昭和47年度			担当部署	下水道部 下水道総務課																																																											
根拠法令	下水道法第11条の3、同法第10条第1項、枚方市下水道条例第25条第1項、枚方市水洗便所等改造資金助成規則																																																															
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)																																																															
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(融資については、市の指定する金融機関にあっせんを行う方法によるもの)																																																															
目的 (何のために)	下水道の整備に伴い、水洗便所等の普及促進を図るため、し尿及び雑排水を公共下水道に直接排除できるようにする工事に対して必要な資金の助成を行う。																																																															
対象 (誰・何を対象に)	<input checked="" type="checkbox"/> 建物の所有者または所有者の同意を得た占有者 <input checked="" type="checkbox"/> 個人所有の建物であること																																																															
事業内容	①補助金交付事業 下水道の処理区域になった日から、3年以内に改造工事を行う上記の対象者に補助金を交付する事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金の交付額は、くみ取り便所を改造する場合は13,000円以内、し尿浄化槽式便所を改造する場合は9,000円以内 ②融資あっせん事業 改造工事をするにあたって融資を希望する対象者に、市と委託契約を交わしている「融資あっせん契約金融機関」に融資のあっせんを行う事業(3年以内の工事の制限はない) <input checked="" type="checkbox"/> 融資あっせんの限度額は、改造工事費の9割に相当する額以内で、くみ取り便所を改造する場合は450,000円以内、し尿浄化槽式便所を改造する場合は350,000円以内																																																															
事業の必要性	し尿及び雑排水を公共下水道に直接排除できるようにする工事を行う対象者に、必要な資金の一部を補助及び融資あっせんすることにより水洗化を促進できるため、必要である。																																																															
コスト	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">H20年度決算</th> <th colspan="2">H21年度決算</th> <th colspan="2">H22年度当初予算</th> </tr> <tr> <th></th> <th>従事職員数</th> <th>概算人件費</th> <th>従事職員数</th> <th>概算人件費</th> <th>従事職員数</th> <th>概算人件費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正職員</td> <td>1.1人</td> <td>9,363千円</td> <td>0.7人</td> <td>5,533千円</td> <td>0.8人</td> <td>6,104千円</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤職員等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計(A)</td> <td></td> <td>9,363千円</td> <td></td> <td>5,533千円</td> <td></td> <td>6,104千円</td> </tr> <tr> <td>直接経費(B)</td> <td></td> <td>13,646千円</td> <td></td> <td>6,511千円</td> <td></td> <td>13,965千円</td> </tr> <tr> <td>総事業費(A+B)</td> <td></td> <td>23,009千円</td> <td></td> <td>12,044千円</td> <td></td> <td>20,069千円</td> </tr> </tbody> </table>									H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算			従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	正職員	1.1人	9,363千円	0.7人	5,533千円	0.8人	6,104千円	再任用職員							非常勤職員等							人件費計(A)		9,363千円		5,533千円		6,104千円	直接経費(B)		13,646千円		6,511千円		13,965千円	総事業費(A+B)		23,009千円		12,044千円		20,069千円
	H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算																																																											
	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費																																																										
正職員	1.1人	9,363千円	0.7人	5,533千円	0.8人	6,104千円																																																										
再任用職員																																																																
非常勤職員等																																																																
人件費計(A)		9,363千円		5,533千円		6,104千円																																																										
直接経費(B)		13,646千円		6,511千円		13,965千円																																																										
総事業費(A+B)		23,009千円		12,044千円		20,069千円																																																										
財源内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">H20年度決算</th> <th colspan="2">H21年度決算</th> <th colspan="2">H22年度当初予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>受益者負担(使用料等)</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td>23,009千円</td> <td></td> <td>12,044千円</td> <td></td> <td>20,069千円</td> </tr> </tbody> </table>									H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算		国庫支出金		千円		千円		千円	府支出金		千円		千円		千円	受益者負担(使用料等)		千円		千円		千円	その他		千円		千円		千円	一般財源		23,009千円		12,044千円		20,069千円														
	H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算																																																											
国庫支出金		千円		千円		千円																																																										
府支出金		千円		千円		千円																																																										
受益者負担(使用料等)		千円		千円		千円																																																										
その他		千円		千円		千円																																																										
一般財源		23,009千円		12,044千円		20,069千円																																																										
平成21年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容					金 額																																																										
	水洗便所等改造資金促進経費 (補助金6,072+諸経費439)					6,511千円																																																										
						千円																																																										
					千円																																																											

事務事業名	水洗便所改造資金補助事業				
事業開始年度	昭和47年度	担当部署	下水道部 下水道総務課		
活動実績	活動指標もしくは成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
	① 補助金交付戸数	戸	1,577	812	1,000
	② 融資あっせん戸数	戸	15	15	15
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 総事業費/補助金交付戸数	円	14,590	14,833	20,069
	②				
	③				
成果目標 (目標とする成果)	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接排除できるようにする工事及び雑排水を公共下水道に直接排除できるようにする工事をしようとする者に対し、必要な資金の一部を補助・融資あっせんすることにより、水洗便所等の普及促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的に、水洗化率の向上を目指す。				
事業の自己評価	下水道整備の目標(都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資する)の達成とともに、整備及び維持管理費用の一部を賄う「下水道使用料」の収入増加に繋げることができる。				
今後の事業の方向性	相当の個人負担の上で改造を促進していくには、補助金及び融資あっせんは必要不可欠であるため、現状のまま継続する。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	大阪府内市町村 補助金交付額 くみ取り16,000円(27市町平均) し尿浄化槽14,880円(26市町平均) /融資あっせん限度額 くみ取り 462,900円(41市町村平均) し尿浄化槽 431,365円(40市町村平均)				
特記事項					

1 枚方市における補助金の交付に係る限度額

(枚方市水洗便所等改造資金助成規則から抜粋)

建築物の形態	くみ取り便所に係る限度額		し尿浄化槽式便所に係る限度額	
	下水処理開始日から1年以内に改造工事に着手したもの	下水処理開始日から1年を超え3年以内に改造工事に着手したもの	下水処理開始日から1年以内に改造工事に着手したもの	下水処理開始日から1年を超え3年以内に改造工事に着手したもの
1戸建住宅 (続棟住宅を含む。)	1戸について13,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について4,500円を加算する。	1戸について10,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について3,500円を加算する。	1戸について9,000円	1戸について7,000円
2階建以上の集合住宅で各戸に便所を設置しているもの	1戸について9,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について4,500円を加算する。	1戸について7,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について3,500円を加算する。	1戸について4,500円 (し尿浄化槽を共同使用しているものに限る。)	1戸について3,500円 (し尿浄化槽を共同使用しているものに限る。)
集合住宅で便所を共同設置しているもの	大便秘器1個について9,000円	大便秘器1個について7,000円	大便秘器1個について4,500円	大便秘器1個について3,500円

2 枚方市における融資のあっせんに係る限度額

建築物の形態	くみ取り便所に係る限度額	し尿浄化槽式便所に係る限度額
1戸建住宅(続棟住宅を含む。)	1戸について450,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について100,000円を加算する。	1戸について350,000円
2階建以上の集合住宅で各戸に便所を設置しているもの	1戸について300,000円。 ただし、1戸の大便秘器の数が1を超えるときは、その超える数1について100,000円を加算する。	1戸について200,000円 (し尿浄化槽を共同使用しているものに限る。)
集合住宅で便所を共同設置しているもの	大便秘器1個について300,000円	大便秘器1個について200,000円
その他のもの	1戸につき400,000円	1戸について300,000円

3 枚方市における補助金・融資あっせん実績表

年度 項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
供用開始戸数 A	2,648	1,475	472
改造戸数 B	2,791 戸 (下段は内訳) 平成 19 年度供用開始 1,081 平成 18 年度供用開始 523 平成 17 年度供用開始 561 平成 16 年度以前供用開始 626	2,190 戸 (下段は内訳) 平成 20 年度供用開始 421 平成 19 年度供用開始 393 平成 18 年度供用開始 325 平成 17 年度以前供用開始 1,051	1,797 戸 (下段は内訳) 平成 21 年度供用開始 253 平成 20 年度供用開始 131 平成 19 年度供用開始 246 平成 18 年度以前供用開始 1,167
補助金交付戸数 C	1,623	1,577	812
補助金額 (円)	13,268,500	12,893,000	6,072,500
補助金交付率 C/B	58.2%	72.0%	45.2%
融資あっせん戸数 D	38	15	15
融資あっせん額 (円)	8,163,000	4,107,000	3,705,000
融資あっせん率 D/B	1.36%	0.68%	0.83%

4 大阪府内市町村 補助金・融資あっせん限度額 (枚方市聞き取り調べ)

大阪府土木管 内 (42 市町村)	補 助 金 (円)		融 資 (円)		補助金制度なし		融資制度なし	
	くみ取り	浄化槽	くみ取り	浄化槽	くみ取り	浄化槽	くみ取り	浄化槽
池田土木 (5 市町)	4,700 (2 市町平均)	5,200 (2 市町平均)	298,700 (4 市町平均)	208,700 (4 市町平均)	3 市町	3 市町	1 町	1 町
茨木土木 (5 市町)	10,000 (5 市町平均)	10,000 (5 市町平均)	340,000 (5 市町平均)	280,000 (5 市町平均)	—	—	—	—
枚方土木 (7 市)	9,500 (4 市町平均)	8,500 (4 市町平均)	421,400 (7 市町平均)	364,200 (6 市町平均)	3 市	3 市	—	1 市
八尾土木 (3 市)	10,000 (3 市町平均)	10,000 (3 市町平均)	376,600 (3 市町平均)	376,600 (3 市町平均)	—	—	—	—
富田林土木 (9 市町村)	14,100 (4 市 2 町)	13,800 (4 市 2 町)	500,500 (9 市町村平均)	467,200 (9 市町村平均)	3 市村	3 市村	—	—
鳳土木 (5 市町)	20,000 (3 市町平均)	23,300 (3 市町平均)	580,000 (5 市町平均)	580,000 (5 市町平均)	2 市	2 市	—	—
岸和田土木 (8 市町)	40,000 (4 市町平均)	36,600 (3 町平均)	575,000 (8 市町平均)	575,000 (8 市町平均)	4 市	5 市	—	—
平 均	16,000	14,880	462,900	431,365	—	—	—	—